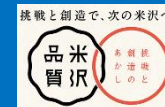


# 米沢市国土強靱化地域計画【概要版】



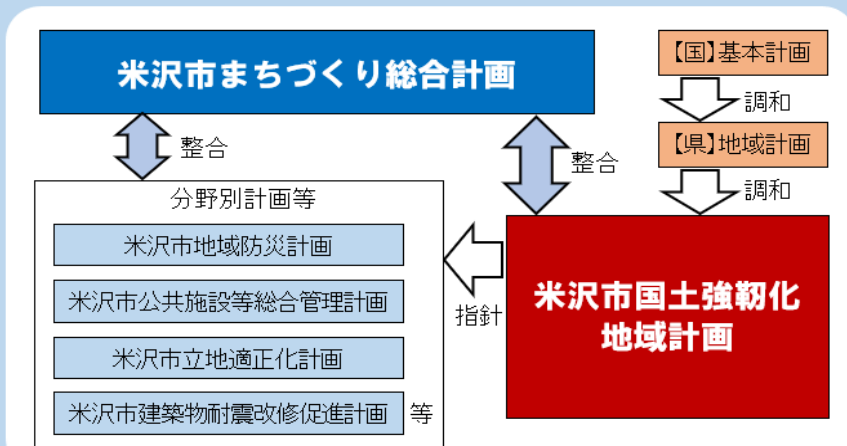
## 1 計画の趣旨

様々な自然災害の発生に対し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を平時から総合的かつ計画的に実施することで、最悪な事態に陥ることが避けられるよう、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を持った安全・安心な社会をつくり上げていくことが求められています。

このことから、市民の命・生活を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、地域の国土強靱化に関する取組みの指針として計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、米沢市まちづくり総合計画と整合を図りつつ、米沢市地域防災計画をはじめとする各分野個別計画の国土強靱化に関する部分について指針性を持つ計画と位置づけます。



## 3 計画期間

令和3年度(2021年)から令和7年度(2026年)までの5年間とします。

なお、各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4 基本目標

国土強靱化基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、米沢市の国土強靱化を推進するうえで、次の4つを基本目標とします。

- (1) 市民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- (4) 迅速な復旧・復興が図られること

## 5 想定するリスク

- (1) 甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害全般(地震災害、風水害、土砂災害、火山災害、雪害、複合災害)
- (2) 南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な影響をもたらす県外における大規模自然災害

## 6 事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、より具体的に、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保すること
- (4) 必要不可欠な情報通信機能が確保されること
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- (6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- (7) 制御不能な二次災害を発生させないこと
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

## 7 計画策定の流れ

目標の  
明確化

リスクシナリオ  
の設定

脆弱性の  
分析・評価

推進方針  
の検討

推進施策プログラムの  
重点化・優先化

# 米沢市国土強靱化地域計画

◆事前に備えるべき目標・・・8項目

◆起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)・・・29項目

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		主な国土強靱化の推進施策	
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	地震等による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	●庁舎・防災拠点施設・避難所等の耐震化(長寿命化)の推進	●住宅・建築物等の耐震化の促進
		1-2	突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●防災マップを活用した危険区域の周知	●避難勧告等の具体的な発令基準の策定
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	●火山噴火・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	●土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	●道路の除雪体制等の確保及び防雪施設の整備	●雪下ろし事故を防止するための注意喚起
		1-5	防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生	●指定避難場所・避難所の確保等	●自主防災組織の結成促進・継続支援等
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1	被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●広域防災拠点の強化	●住民による備蓄の推進
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	●孤立集落との通信手段の確保・訓練の実施	●孤立集落アクセスルートの確保
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●自衛隊・警察等との連携強化	●消防団の充実・強化
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	●社会福祉施設の体制整備及び食糧等の備蓄促進	●市立病院での非常時対応体制の維持
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生	●防疫対策の推進	
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●安全・安心な学校施設の整備と充実	●避難所等における感染症の拡大防止対策の強化
3	必要不可欠な行政機能を確保すること	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●住民データの保全	●業務継続に必要な体制の整備
4	必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●情報通信設備の耐災害性の確保	●行政機関相互の通信手段の確保
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●災害時情報伝達手段の多様化・体制強化	
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	●企業の事業継続計画(BCP)策定支援	●リスク分散を重視した企業誘致等の推進
		5-2	食料等の安定供給の停滞	●青果物地方卸売市場での災害時における生鮮食料品の安定供給	●食料生産基盤の整備
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止	●再生可能エネルギーの導入拡大	●防災拠点施設に供給する燃料の確保
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	●農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進	●上・下水道施設の耐震化の推進
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	●路線バス等地域公共交通の確保	●緊急輸送道路等の防災・減災対策
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	●ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進	
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	●有害物質の拡散・流出防止対策の推進	
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	●農地・農業用施設等の安全管理の推進	●森林の公益的機能の維持・増進
		7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出	●原発事故発生時の初動対応の強化	●放射線モニタリング体制の確保
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●災害廃棄物処理体制の整備	
		8-2	復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●罹災証明等に係る円滑な被災者支援	●災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●地域コミュニティの維持	●被災者生活再建支援制度の拡充
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失	●文化財の保存・防災対策の推進	
		8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態	●迅速な復興に資する地籍調査の推進	
		8-6	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●山形新幹線の福島～米沢間トンネルの整備	